

豊島区と学校法人後藤学園との災害時における相互協力に関する協定について

1. 目的

この協定は、豊島区と学校法人後藤学園が平素より連絡を密にし、災害時に地域住民及び学校法人後藤学園の学生・生徒・職員の安全の確保を図るため災害対策上必要な事項を定め、災害時救援活動が円滑に実施できることを目的とする。

2. 災害時における相互協力に関する協定の内容

別紙のとおり

3. 協定の締結

平成15年9月5日

4. 学校法人後藤学園の概要

学校法人後藤学園は、池袋駅から徒歩5分という好立地に、武蔵野栄養専門学校、武蔵野調理師専門学校、武蔵野服飾専門学校の3つの専門学校を開設している（この他、埼玉県比企郡に武蔵丘短期大学を開設）。特に、厚生労働大臣の指定を受け、数多くの栄養士・調理師のプロを養成する料理専門学校として、学校内はいくつもの調理実習室や最新の調理器具・厨房設備等が整っている。また、2ヶ所ある集団給食用調理室では毎日2000食の給食が作られており、他の調理実習室も活用すれば、1回に3000食以上の食事が提供可能という。区内には約40の専門学校があるが、専門学校との災害協定は区でも初めてのことであり、全国的にも珍しく、災害が発生しても、強力な食料支援が得られることになる。

5. 豊島区と他団体の協定状況

裏面、豊島区災害協定一覧のとおり

豊島区災害協定一覧表 (平成15年9月5日現在)

1) 地方自治体

NO	協 定 先	締 結 日
1	山形県遊佐町	H 7. 5. 19
2	埼玉県秩父市	H 7. 6. 7
3	福島県猪苗代町	H 7. 7. 6
4	各 特別区	H 8. 2. 16
5	埼玉県三芳町	H 9. 2. 10
6	岩手県一関市	H 13. 6. 30
7	岐阜県関市	H 13. 11. 13
8	群馬県神流町	H 15. 7. 9

2) 教育機関

NO	協 定 先	締 結 日
1	東京都立大塚ろう学校	H 8. 3. 29
2	東京都立文京高等学校	H 8. 4. 8
3	東京都立牛込商業高等学校	H 8. 8. 8
4	東京都立豊島高等学校	H 9. 1. 30
5	学校法人 川村学園	H 10. 7. 7
6	学校法人 十文字学園	H 10. 7. 30
7	学校法人 学習院	H 13. 12. 10
8	学校法人 東京音楽大学	H 15. 4. 1
9	学校法人 後藤学園	H 15. 9. 5

3) 自治体機関・公共団体

NO	協 定 先	締 結 日
1	東京都水道局	S 57. 8. 23
2	(財) 豊島区コミュニティ振興公社	H 3. 4. 1
3	(財) 豊島区街づくり公社	H 3. 4. 1
4	社会福祉法人 豊島区社会福祉協議会	H 9. 3. 31
5	豊島郵便局	H 10. 2. 24
6	東京都簡易保険総合検診センター	H 15. 3. 1

4) 民間団体等

NO	協 定 先	締 結 日
1	豊島土木建設協会	S 53. 8. 1
2	(社) 豊島区薬剤師会	S 54. 9. 1
3	(社) 豊島区薬剤師会	S 55. 9. 1
4	東京都麺類協同組合 長崎支部 他三支部	S 57. 2. 18
5	(社) 東京都トラック協会 豊島支部	S 57. 11. 9
6	豊島土木建設協会	S 63. 2. 23
7	(社) 東京都柔道接骨師会 豊島支部	H 4. 2. 10
8	東京都石油商業組合 豊島支部	H 6. 3. 1
9	豊島建設業協会	H 6. 3. 1
10	東京都米穀小売商業組合 豊島支部	H 6. 10. 1
11	東京都公衆浴場商業協同組合 豊島支部	H 8. 1. 8
12	有限会社 秩父ミナラルウォーター	H 8. 2. 9
13	生活協同組合コープとうきょう	H 8. 3. 27
14	株式会社 セレスポ	H 8. 4. 3
15	(社) 豊島区医師会	H 8. 4. 19
16	(社) 豊島区歯科医師会	H 8. 4. 19
17	(社) 豊島区薬剤師会	H 8. 4. 19
18	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合	H 9. 2. 4
19	豊島薬業協同組合	H 9. 2. 25
20	株式会社 イケオン	H 9. 6. 9
21	豊島池袋食品衛生協会 豊島長崎食品衛生協会	H 9. 7. 23
22	豊島法曹会	H 14. 9. 24

合計 45 団体

災害時における相互協力に関する協定

豊島区を「甲」とし、学校法人後藤学園を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり災害時における相互協力に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が、お互いに平素から連絡を密にし、災害時に地域住民及び乙の学生・生徒・職員の安全の確保を図るため災害対策上必要な事項を定め、災害時救援活動が円滑に実施できることを目的とする。

(協力内容)

第2条 乙は、豊島区内に災害が発生し、甲の要請があつた場合には、次の各号の協力を行うものとする。

- 一 乙が所有し又は管理する施設及び用地を、被災者のために避難所及び物資集積場所（以下避難所等という。）として提供すること。
- 二 地域の被災者に対し、乙の所有する厨房等を使用し、乙の職員によって炊き出し等を実施すること。
- 三 その他、乙が可能とするサービスの提供をすること。

2 甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置して、甲の情報を提供すること

(避難所等の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所等として使用する際、乙の指定した場所に、乙の承諾のもとに避難所等を設けることができる。

(開設の通知)

第4条 甲は、前条に基づき避難所等として使用する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

(避難所等の管理)

第5条 避難所等の管理運営は、甲の責任において行なうものとする。

2 避難所等の管理運営については、乙は、できる限り甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所等の管理運営に関わる費用を負担するものとする。

2 第2条第1項第2号に規定する炊出し等について、乙が要した経費については、甲及び乙が協議し、甲の負担すべき額を決定するものとする。

3 避難所等の開設期間中に施設等に損害を生じた場合、甲は、当該施設等を甲の負担で修理するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議の上、使用許可延長の要請をするものとする。

(避難所等解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所等の早期解消に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所等として使用を終了する際には、乙に文書又は口頭で通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(平常時の訓練)

第10条 甲は、乙が行なう防災訓練に対し、協力するものとする。

(情報の交換)

第11条 甲及び乙は、相互の防災対策の取組状況及び協力事項について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成15年9月5日から平成16年9月4日までとする。
ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに甲、乙双方に特段の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(協 議)

第13条 この協定書に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成15年9月5日

(甲) 東京都豊島区東池袋一丁目18番1号

豊島区長 高野 之 夫

(乙) 東京都豊島区南池袋三丁目12番5号
学校法人後藤学園

理事長 前田 喜 市